

# 第18期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち書面交付請求に基づく交付書面に記載しない事項)

- 事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

- 計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

## 第18期

(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

クックビズ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求を  
いただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記  
載を省略しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりあります。

#### ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社取締役は、会社経営に関する重要事項および業務執行状況を当社の取締役会に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
- (b) 当社の取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に付議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令および定款に適合することを確保する。また、当社の取締役または使用人が、子会社の取締役、監査役どちらか1名を兼務することで、子会社の業務の状況を把握し、当社へ報告すべき事項を報告することにより、子会社取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備する。
- (c) 当社及び子会社の取締役を含む役職員は、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業理念のほかコンプライアンスに関連する諸規程や体制を整備し、法令及び定款の遵守ならびに浸透を図る。また、役職員に対して、重大な不祥事・事故について速やかに周知するほか、必要な教育を実施する。
- (d) 当社の内部監査室は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、その結果を取締役会に報告する。
- (e) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

#### ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令および社内規則に則り作成、保存、管理する。
- (b) 「株主総会」「取締役会」「経営会議」、その他の重要な会議における意思決定に係る情報、当社代表取締役社長その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社及び子会社の法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行う。組織としてコンプライアンス委員会および内部監査室を設置し、リスクの状況把握・監視を行い、当社の取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告する。また、緊急事態発生時に必要な社内の連絡体制を整備するほか、緊急事態への対処のため迅速な判断及び指示が必要なときは危機対策本部を設置して、当社及び子会社の役職員に対し必要な指示および命令を行い、危機対策本部の下で連携協力して対処する。
- (b) 子会社は、その業態やリスクの特性に応じてリスクマネジメントを推進する体制を整備し、適切にリスクマネジメントを実施する。当社は、子会社のリスクマネジメント全般を把握し、横断的に取り組むべきリスクについて、必要な推進体制を整備する。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社及び子会社の取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
  - (b) 当社の取締役会は、中期経営計画を設定し、代表取締役社長、取締役がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
  - (c) 当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、関係する取締役、執行役員参加のもと経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。
- ⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社及び子会社の使用人は、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業倫理のほかコンプライアンスに関する行動規範を定め、コンプライアンスに関し法令等に違反する事案を発見した場合にはこれを看過することのないよう、相談・通報窓口を設ける。
  - (b) 適宜コンプライアンス研修を実施し、法令および定款の遵守ならびに浸透を図る。
  - (c) 反社会的勢力に対しては断固たる行動をとることを周知徹底し、一切の関係遮断に向けた取組を推進する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は、関係会社管理規程を制定し、当該子会社の性質（上場・非上場、国内・海外、当社の出資比率等）及び規模等に応じ、業務の適正を確保する体制を構築する。また、当社に子会社管理の担当部署を置き、子会社の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。
  - (b) 業務活動の適正性を監査する目的で、当社代表取締役直轄の内部監査室を当社に設置し、当社及び子会社に対する監査を行う。主要な子会社においても、当該子会社の性質（上場・非上場、国内・海外、当社の出資比率等）及び規模等に応じて内部監査機能を設置し当社の内部監査室と連携して、部門及び子会社に対する監査を行う。
  - (c) 当社の財務報告を統括する部門は、各子会社の財務情報の適正性を確保するための指導・教育を推進する。
  - (d) 子会社に関する当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクは、事業内容や規模に応じて必要なリスク管理体制の整備を行い、職務遂行に伴うリスク企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。
- ⑦ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の業務が適切に行われるよう対応することとする。
- ⑧ 上記⑦の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 当該使用人の任命・評価・異動については、当社監査役の意見を尊重して行う。
  - (b) 当該使用人は当社監査役の指揮命令に従うものとする。
  - (c) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当社監査役の業務を優先して従事するものとする。

- ⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 当社の取締役及び使用人は、業務上の事故その他業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項について速やかに当社監査役に報告を行うとともに、適時適切な情報提供を実施する。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての相談・通報内容についても、当社監査役に報告する体制を確保する。
  - (b) 子会社の取締役及び使用人は、子会社の業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項について速やかに当社に報告し、その報告を受けた当社の担当部門は、当社監査役に報告する。
  - (c) 当社監査役に報告を行った者に対しては、当該報告を理由とした不利益な取扱いをしない。また、当社及び子会社において、相談・通報窓口に相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。
- ⑩ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、監査費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用の支給を行うものとする。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 当社監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、監査上の重要課題について意思疎通を行うものとする。
  - (b) 当社監査役は、必要に応じて会計監査人等外部の専門家と意見および情報の交換を行うことができるものとする。
  - (c) 当社内部監査室は、「内部監査規程」に則り監査が実施できる体制を整備し、当社監査役との相互連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程に基づき、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度においては、取締役会を15回開催し、各議案においての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、常勤取締役、執行役員及び常勤監査役で構成された経営会議を毎月1回以上、開催しております。経営会議は、各部門間における情報共有及び意見交換の場として機能し、活発な議論を行っております。経営会議の内容は取締役会に共有しております。

### ② 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度においては、監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等、重要な会議への出席や、代表取締役社長、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況の確認をしております。

### ③ リスク管理体制について

当社は、持続的な成長を確保するためにリスク管理規程を定め、経営に重大な影響を及ぼすリスクを的確に認識・評価するとともに、リスクに適切に対処し、ステークホルダーを含む社会や当社の経営への影響を最小限に留めることを行動の基本としております。コーポレート本部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことや、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの早期発見と未然防止に努めております。また、想定されるリスクを洗い出し、それぞれのリスクの経済的損失・人的損失や社会的信用低下など影響力と発生頻度を評価し、対策に反映させております。

### ④ コンプライアンスについて

当社は、コンプライアンス規程を定め、取締役及び従業員全員がコンプライアンスの担い手として、当社行動指針に則りコンプライアンスの推進に取り組んでおります。また、これらの者がコンプライアンスを実践する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、遵守すべき法令や社内規程等に関する研修を定期的に実施し、コンプライアンスを重視する企業文化・理念の徹底を図っております。コンプライアンス推進のために、コンプライアンス担当責任者を定め、コンプライアンス委員会を組織し、運営を行っております。法令や社内規程等に違反する行為、又はその恐れのある行為への迅速かつ適切な対処を図るため、通常の報告ルートに加え、内部通報窓口を設置し、窓口として業務執行者でない常勤監査役及び外部窓口として顧問弁護士を設定しており、社内外の報告・通報・相談を受け付けております。同時に、顧客や求職者情報を保護するとともに、機密情報を適切に管理するため、個人情報保護規程を定めプライバシーマークを取得しております。内部監査の実効性を確保するため、内部監査規程を定め被監査部門とは独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は年度ごとに策定する内部監査方針及び内部監査計画に基づき、当社のすべての業務を対象とした内部監査を適切に実施し、必要に応じて対象部署に対して改善を指示しております。内部監査結果及び改善状況等を定期的に代表取締役社長に報告しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から)  
(2025年11月30日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券	その他の包括利益評価差額金		
当連結会計年度期首残高	762,273	755,273	△70,140	△273	1,447,132	—	—	46,136	1,493,269
当連結会計年度変動額									
親会社株主に帰属する当期純損失			△404,687		△404,687				△404,687
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						△0	△0	9,845	9,845
当連結会計年度変動額合計			△404,687		△404,687	△0	△0	9,845	△394,842
当連結会計年度末残高	762,273	755,273	△474,827	△273	1,042,445	△0	△0	55,981	1,098,426

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 きゅういち株式会社  
ワールドインワーカー株式会社  
マルヒロ太田食品株式会社

2025年9月1日にマルヒロ太田食品株式会社の全株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のきゅういち株式会社、ワールドインワーカー株式会社の決算日は8月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ・商品及び製品 総平均法

###### ・原材料及び貯蔵品 総平均法

(連結貸借対照表表額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### ② 固定資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下になります。

建物 3年～45年

機械装置及び運搬具 4年～26年

工具、器具及び備品 3年～15年

###### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下になります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年～10年）

のれん 10年

###### ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主なサービスにおける履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下の通りです。

イ. 人材紹介サービス

顧客である求人企業に対して、求職者の紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で収益を認識しております。なお、顧客から受け取った又は受け取る対価のうち、将来返金されると見込まれる収益の額として、売上高に返金実績率を乗じた額を返金負債に計上しております。

ロ. 求人広告サービス

主として顧客である求人企業に対して、当社が運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供しており、掲載開始時点で収益を認識しております。一部プランについては、契約期間に応じて収益を認識しております。なお、サービス提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

ハ. スカウトサービス

主として顧客である求人企業に対して、当社が運営するスカウトサービスを利用できる権利を顧客企業に提供しており、サイトの利用開始時点から契約期間に応じて収益を認識しております。また、付随するオプションについては付与時もしくは利用開始時に収益を認識しております。なお、サービス提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

二. 水産物の冷凍加工品の販売（事業投資）

主として顧客である商社や食品メーカー等に対して、水産物の冷凍加工及び販売を行っております。商品の販売については、顧客との契約に基づき約束した各商品の支配が顧客に移転した時点で、各商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

ホ. コロッケ等の食品製造販売（事業投資）

連結子会社のマルヒロ太田食品株式会社においては、惣菜食品の製造及び販売を全国百貨店にて展開しております。このような商品の販売については、催事及び物産展を中心に販売しており、商品を顧客（消費者）に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の卸売販売については出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	72,503千円
（繰延税金負債との相殺前の金額）	
上記のうち、クックビズ株式会社の繰延税金資産	28,222千円

（繰延税金負債との相殺前の金額）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積り及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。なお、当社グループは過去、直近の業績及び将来の見通しに基づき、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積り、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎として行っており、そこで主要な仮定は、HR事業における紹介数及び紹介単価であります。

紹介数及び紹介単価の見積りにあたっては、外食産業における求人倍率や消費経済活動等の市場の動向を勘案しつつ、当社が用いている内部の情報を総合的に勘案し見積っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末時点で入手可能な情報に基づいた最善の見積りであるものの、見積りに用いた前提条件や仮定は不確実性が高いと判断しております。その見積りの前提にした条件や仮定に変更が生じ、今後、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の繰延税金資産の計上金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	267,940千円
(2) 有形固定資産の減損損失累計額	
連結貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。	
(3) コミットメント期間付タームローン契約	
当社グループは、子会社のM&A資金および同社への転貸資金を目的とし、株式会社徳島大正銀行と148百万円のコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。	
この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。	
コミットメント期間付タームローンの総額	148,000千円
借入実行残高	148,000千円
差引額	一千円
(4) 財務制限条項	
当社グループは、子会社のM&A資金および同社への転貸資金を目的とし、株式会社徳島大正銀行と148百万円のコミットメント期間付タームローン契約を締結しており、以下の財務制限条項が付されています。	
2026年11月期決算以降の決算期を初回とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。	
なお、最初の判定は、2026年11月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われます。	
(5) 当座貸越契約	
当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。	
これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越契約の総額	350,000千円
借入実行残高	150,000千円
差引額	200,000千円
(6) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。	
①担保に供している資産	
定期預金	59,989千円
建物	52,707千円
土地	76,900千円
計	189,597千円
②担保に係る債務	
長期借入金	112,864千円
計	112,864千円

(注) 1. 根抵当権の極度額は、168,000千円であります。

2. 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

3. 担保に提供している資産のうち、定期預金はきゅういち株式会社において事業を行うための営業保証金として預け入れしているものであり、担保付債務はありません。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数	普通株式	2,795,041株
(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数		
普通株式		80,590株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

主に、人材サービスを行うために必要な資金を調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、必要資金については銀行からの借入や社債発行又は第三者割当増資による調達を行う方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は、全てが1年内の支払期日であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金および社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、借入期日および社債償還日は最長で決算日後11年であります。借入金および社債については、金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金の調達等を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権である売掛金及び未収入金については、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等による回収懸念の早期把握を行うことでリスクの軽減を図っております。また、敷金及び保証金については、差入先の信用状況を定期的に把握することでリスクの軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や投資先の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である未払金については、手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。また、借入金および社債については、定期的に残高と金利の動向を把握し、必要に応じて資金繰り計画を作成するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年11月30日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	58	58	—
敷金及び保証金	67,989	66,265	△1,724
資産計	68,047	66,323	△1,724
社債	30,000	28,306	△1,693
長期借入金（注2）	1,743,486	1,683,671	△59,814
リース債務（注2）	12,287	10,621	△1,666
負債計	1,785,773	1,722,599	△63,174

- (注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払金」「短期借入金」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 長期借入金、リース債務には、1年内返済予定分を含めております。
3. 市場価格のない株式等は上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区 分	時 価				合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	レ ベ ル 4	
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	58千円	－千円	－千円	58千円	
資産計	58	－	－	58	

(注)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－千円	66,265千円	－千円	66,265千円
資産計	－	66,265	－	66,265
社債	－	28,306	－	28,306
長期借入金	－	1,683,671	－	1,683,671
リース債務	－	10,621	－	10,621
負債計	－	1,722,599	－	1,722,599

(資産)

投資有価証券

上場株式は、取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

建物の賃貸借契約時に差し入れている敷金及び保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(負債)

社債

元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、期末日直近の借入れについては、当社の信用状態は実行後大きく異なっておらず、時価と帳簿価額が近似値であることから、当該帳簿価額によっております。

リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	HR事業	投資事業	計	
人材紹介サービス	959,019	—	959,019	959,019
求人広告サービス	268,110	—	268,110	268,110
スカウトサービス	347,626	—	347,626	347,626
その他	160,494	—	160,494	160,494
水産物の冷凍加工品の販売	—	993,890	993,890	993,890
コロッケ等の食品製造販売	—	131,535	131,535	131,535
顧客との契約から生じる収益	1,735,250	1,125,425	2,860,676	2,860,676
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,735,250	1,125,425	2,860,676	2,860,676

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

#### ① 契約負債の残高等

##### イ. 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、87,599千円であります。

##### ロ. 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

重要な変動はありません。

##### ハ. 履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約負債の残高に与える影響の説明

契約負債は、主に、契約に基づき受託した業務（サービス）の履行に先立って顧客から受領した対価に関連するものであり、契約に基づき業務を履行した時点で収益に振替えられます。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	373円91銭
1株当たり当期純損失	△145円15銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(株式会社OICグループとの資本業務提携について)

当社は、2025年12月10日付の取締役会において、株式会社OICグループ（以下「OICグループ」といいます。）との間で、同日付で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）について決議し、業務資本提携契約を締結いたしました。

### (1)本資本業務提携の理由

本提携により、食関連に従事する人材の活躍領域を広げることで、当社はコーポレートビジョンである「Empower the Food People」のさらなる実現を目指します。

飲食領域に加え、食品小売、食品製造、ホテル・レジャー等の食関連領域では慢性的な人材不足が続き、採用・定着に関する課題は一層複雑化しています。当社は、飲食分野で培ってきた「調理」「接客」「店舗マネジメント」といった飲食人材のスキル理解や、人材マッチングノウハウを活かし、これら周辺領域にも対応可能なサービスの強化を進め、食に関わるより幅広い企業・人材の課題解決に貢献してまいります。

また、OICグループの安定的な事業運営および更なる事業拡大においても、人材確保は重要な経営課題です。当社は、採用支援や人材育成に関する連携を深めることで実務面でのシナジーを創出し、両社の企業価値向上を図ってまいります。

### (2)本資本業務提携の内容

#### ①資本提携の内容

本資本業務提携においては、OICグループが、当社代表取締役社長である藪ノ賢次が保有する当社株式の一部（140,000株）を東京証券取引所における立会外取引（ToSTNeT-1）により譲り受ける（以下「本譲渡」という。）旨の合意いたしました。そのため、本資本業務提携により、OICグループは、当社の発行済株式総数の5.02%を保有いたしました。

#### (3)業務提携の内容

- ①当社のHRサービスを活用した、株式会社ロピアの年間採用の強化
- ②両社間による、出向者の派遣や会議へのオブザーバー参加などの人材交流
- ③株式会社ロピアを含め、国内45社のOICグループ会社の採用支援
- ④海外出店の現地採用支援に伴った、当社HRサービスのグローバル展開
- ⑤当社グループが取り扱う水産加工品及び惣菜などの、OICグループに対する供給および拡販または、新商品の共同企画・開発

### (4)資本業務提携の相手先の概要

(1) 名称	株式会社OICグループ
(2) 所在地	神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 高木 勇輔
(4) 事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品スーパーマーケットの運営 (生鮮食料品・一般食料品・酒類などの販売)</li><li>・食肉専門店の運営</li><li>・外食店舗の運営</li><li>・肉加工品、パン、惣菜、調味料等の製造販売</li><li>・食肉、青果物の生産販売</li><li>・食品の輸入貿易（生鮮品・加工食品・酒）</li></ul>

### (5)日程

(1) 取締役会決議日	2025年12月10日
(2) 契約締結日	2025年12月10日
(3) 事業開始日	2025年12月10日

### (企業・株主間の株式処分等に関する合意)

当社は、2025年12月10日付の取締役会において、株式会社OICグループ（以下「OICグループ」といいます。）との間で、同日付で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）について決議しております。本資本業務提携における業務提携契約（以下「本契約」といいます。）には、①OICグループは、本契約の有効期間中、当社の事前の書面による承諾がない限り、市場内取引であるか市場外取引であるかを問わず、自ら当社の株式を追加で取得してはならず、また、OICグループの子会社をして当社の株式を追加で取得させてはならない（以下「買増しの制限」といいます。）旨の合意、②OICグループは、本契約の有効期間中、保有する当社の

株式の全部又は一部を、第三者に対して譲渡、移転、担保権の設定その他の処分を行おうとする場合は、事前に当社と協議する（以下「譲渡制限」といいます。）旨の合意が含まれております。

（税制適格ストック・オプション（新株予約権）の自主放棄）

当社は、2025年12月10日開催の取締役会において、当社の従業員等から、ストック・オプションとして付与した新株予約権の一部について権利を放棄する旨の申し出があったことを確認し、これを受理いたしました。これに伴い、当該新株予約権は同日付で消滅いたしました。

（1）自主放棄される新株予約権の内容

① クックビズ株式会社 第4回新株予約権

取締役会決議日	2021年11月26日
発行した新株予約権の個数（株式数）	630個（普通株式 63,000株）
新株予約権の行使価格	1個当たり 137,700円 (1株当たり 1,377円)
新株予約権の権利行使期間	2023年11月27日から2031年11月26日
行使された新株予約権の個数（株式数）	0個（0株）
消却済みの新株予約権の個数（株式数）	210個（21,000株）
放棄される新株予約権の個数（株式数）	270個（27,000株）
放棄後の新株予約権の個数（株式数）	150個（15,000株）

② クックビズ株式会社 第5回新株予約権

取締役会決議日	2023年2月27日
発行した新株予約権の個数（株式数）	270個（普通株式 27,000株）
新株予約権の行使価格	1個当たり 112,200円 (1株当たり 1,122円)
新株予約権の権利行使期間	2025年2月28日から2033年2月27日
行使された新株予約権の個数（株式数）	0個（普通株式 0株）
消却済みの新株予約権の個数（株式数）	110個（11,000株）
放棄される新株予約権の個数（株式数）	110個（11,000株）
放棄後の新株予約権の個数（株式数）	50個（5,000株）

③クックビズ株式会社 第6回新株予約権

取締役会決議日	2024年1月31日
発行した新株予約権の個数（株式数）	245個（普通株式 24,500株）
新株予約権の行使価格	1個当たり 161,400円 (1株当たり 1,614円)
新株予約権の権利行使期間	2026年2月28日から2034年1月31日
行使された新株予約権の個数（株式数）	0個（0株）
消却済みの新株予約権の個数（株式数）	30個（3,000株）
放棄される新株予約権の個数（株式数）	215個（21,500株）
放棄後の新株予約権の個数（株式数）	0個（0株）

④クックビズ株式会社 第7回新株予約権

取締役会決議日	2025年1月22日
発行した新株予約権の個数（株式数）	245個（普通株式 24,500株）
新株予約権の行使価格	1個当たり 82,500円 (1株当たり 825円)
新株予約権の権利行使期間	2027年2月28日から2035年2月26日
行使された新株予約権の個数（株式数）	0個（0株）
消却済みの新株予約権の個数（株式数）	0個（0株）
放棄される新株予約権の個数（株式数）	215個（21,500株）
放棄後の新株予約権の個数（株式数）	30個（3,000株）

(2)自主放棄の理由

当社がこれまでに発行いたしました新株予約権につきましては、権利行使価額が直近の株価水準を著しく上回る状況にあり、インセンティブプランとしての目的を果たすことが困難になっています。かかる状況を踏まえ、今般、既存の新株予約権割当者を対象に、新たな税制適格ストック・オプションとしての新株予約権を発行することと致しましたが、割当を受ける者が保有する既存の新株予約権について、自主放棄の申し出がなされたことにより、当該新株予約権合計810個（81,000株）が消滅するものであります。

(3)新株予約権の自主放棄日

2025年12月10日

(4)会計上の影響について

本件による新株予約権の消滅に伴い、2026年11月期の業績に対して約42百万円の利益が計上される見込みです。

(5)その他

本自主放棄により、クックビズ株式会社 第6回新株予約権は、その全てが消滅することとなります。

(税制適格ストック・オプション（新株予約権）の発行)

当社は、2025年12月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

I. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の持続的な向上を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要項

1.新株予約権の数

1,200個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式120,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2.新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。本新株予約権はインセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行に該当しない。

3.新株予約権の内容

(1)新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割（または併合）の比率}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} - \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3)新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年1月14日から2035年12月10日とする。

### (4)増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### (5)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (6)新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## 4.新株予約権の割当日 2026年1月14日

## 5.新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

## 6.組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

### (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

### (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

### (5)新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

### (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

### (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

### (8)その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

### (9)新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

### (10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 7.新株予約権の権利喪失に関する事項

新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、上記3.（3）で定められる行使期間中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

### ①禁錮以上の刑に処せられた場合

②当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

③当社の業務命令によらずまたは当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関連会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

④当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

### ⑤死亡した場合

⑥当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

⑦当社または当社の関係会社を退職または取締役、監査役を退任した場合。なお、上記3.（6）①の但し書きに該当する場合は、この限りではない。

## 8.新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

## 9.申込期日

2026年1月6日

## 10.新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員 31名 1,200個  
(資金の借入)

当社の子会社であるきゅういち株式会社は、2025年12月19日開催の同社の取締役会において、資金の借入を行うことを決議し、以下の通り、実施いたしました。

- (1) 資金使途 : 運転資金
- (2) 借入先 : 株式会社北海道銀行
- (3) 借入金額 : 100,000千円
- (4) 借入金利 : 固定金利、基準金利+スプレッド
- (5) 借入実行日 : 2026年1月9日
- (6) 借入期間 : 6か月
- (7) 担保等の有無 : 預金担保、保証 : クックビズ株式会社、北海道信用保証協会

## 10. その他の注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年7月30日開催の取締役会において、有限会社マルヒロ太田食品（以下「マルヒロ太田食品」、2025年9月1日付けでマルヒロ太田食品株式会社へ商号変更）の株式を取得、子会社化することについて決議し、2025年9月1日に株式を取得しております。

### (1)企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容  
被取得企業の名称 : 有限会社マルヒロ太田食品  
事業の内容 : 食品製造販売（惣菜）

### ②企業結合を行った主な理由

当社は、コーポレートミッションに「食」は「人」、コーポレートビジョンに「Empower the FoodPeople」を掲げ、食産業の発展のために最も重要な「人」を起点に築いてきた事業をさらに成長させつつ、「人」ビジネスを礎とする事業の多角化を進め、新たな事業領域に挑戦し、積極的な投資を通じて事業規模を拡大させてまいりました。

マルヒロ太田食品は、北海道函館市を拠点とし、道産のジャガイモを使用したコロッケ等の製造販売に係る事業を展開しており、今回の株式取得により同社が保有する商品ブランドおよび販売ネットワークを当社グループにおける既存事業に組み合わせることで、同社の更なる事業成長と企業価値の向上が期待できます。また、当社グループ全体においてもフードバリューチェーンの各領域への投資を推進することにより、当社グループのより一層の収益性の向上や競争力の強化に資するものと判断したことから、株式取得を行うこといたしました。

### ③企業結合日

2025年9月1日

### ④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

### ⑤結合後企業の名称

マルヒロ太田食品株式会社

### ⑥取得した議決権比率

100%

### ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

### (2)連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年9月1日から2025年11月30日まで

### (3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	30,500 千円
取得原価		30,500

(4)主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー等に対する報酬・手数料等 25,000千円

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①負ののれん発生益の金額

14,553千円

なお、負ののれんの金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算出された金額であります。

②発生原因

企業結合時における被取得企業の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	122,683千円
固定資産	151,835
資産合計	<hr/> 274,519
流動負債	107,130
固定負債	122,334
負債合計	<hr/> 229,465

(7)企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

## 株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から)  
(2025年11月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本						評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計								
当期首残高	762,273	755,273	755,273	△343,019	△343,019	△273	1,174,253	—	—	46,136 1,220,390		
当期変動額												
当期純損失				△305,203	△305,203		△305,203			△305,203		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								△0	△0	9,845 9,844		
当期変動額合計	—	—	—	△305,203	△305,203	—	△305,203	△0	△0	9,845 △295,359		
当期末残高	762,273	755,273	755,273	△648,223	△648,223	△273	869,049	△0	△0	55,981 925,030		

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下になります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下になります。

商標権 10年

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年～10年）

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主なサービスにおける履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下の通りです。

##### ① 人材紹介サービス

顧客である求人企業に対して、求職者の紹介を行っており、求職者が求人企業に入社した時点で収益を認識しております。なお、顧客から受け取った又は受け取る対価のうち、将来返金されると見込まれる収益の額として、売上高に返金実績率を乗じた額を返金負債に計上しております。

##### ② 求人広告サービス

主として顧客である求人企業に対して、当社が運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供しており、掲載開始時点で収益を認識しております。一部プランについては、契約期間に応じて収益を認識しております。なお、サービス提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

##### ③ スカウトサービス

主として顧客である求人企業に対して、当社が運営するスカウトサービスを利用できる権利を顧客企業に提供しており、サイトの利用開始時点から契約期間に応じて収益を認識しております。また、付随するオプションについては付与時もしくは利用開始時に収益を認識しております。なお、サービス提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 28,222千円

(繰延税金負債との相殺前の金額)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 4. 表示方法の変更に関する注記

当社は、従来「営業外収益」として計上しておりました子会社からの経営指導料について、当事業年度より「売上高」に含めて表示する方法に変更いたしました。これは、投資先子会社の経営支援を専門的に担う部署の活動が本格化したことに伴い、当該業務が当社の主要な事業活動の一つとなった実態を、より適切に反映させるためです。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 48,795千円

(2) 有形固定資産の減損損失累計額

貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 2,398千円

関係会社に対する短期金銭債務 - 千円

(4) コミットメント期間付タームローン契約

当社は、子会社のM&A資金および同社への転貸資金を目的とし、株式会社徳島大正銀行と148百万円のコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメント期間付タームローンの総額 148,000千円

借入実行残高 148,000千円

差引額 - 千円

(5) 財務制限条項

当社は、子会社のM&A資金および同社への転貸資金を目的とし、株式会社徳島大正銀行と148百万円のコミットメント期間付タームローン契約を締結しており、以下の財務制限条項が付されています。

2026年11月期決算以降の決算期を初回とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

なお、最初の判定は、2026年11月決算期及びその直前の期の決算を対象として行われます。

#### (6) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	350,000千円
借入実行残高	150,000千円
差引額	200,000千円

#### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高

売上高	18,350千円
出向者負担金の受入額	28,945千円
営業取引以外の取引による取引高	4,958千円

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

| 普通株式 | 7,054株 |

#### 8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	290,376千円
貸倒損失	13,852千円
投資有価証券評価損	31,463千円
賞与引当金	11,427千円
減損損失	1,177千円
返金負債	913千円
資産除去債務	8,678千円
資産調整勘定	13,651千円
その他	8,989千円
繰延税金資産小計	380,530千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△289,774千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△62,533千円
評価性引当額小計	△352,307千円
繰延税金資産合計	28,222千円
繰延税金負債との相殺	△27,213千円
繰延税金資産の純額	1,009千円

繰延税金負債	
ソフトウエア	△20,959千円
資産除去債務に対応する資産	△6,253千円
繰延税金負債合計	△27,213千円
繰延税金資産との相殺	27,213千円
繰延税金負債の純額	－千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年12月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.58%から31.47%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者等の関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	きゅういち株式会社	所有直接 100.0	資金の貸付 経営指導 役員の兼任等	資金の貸付	168,900 千円	関係会社 短期貸付金	540,646 千円
				資金の回収	41,017 千円		
				利息の受取	4,553 千円	未収入金	—
子会社	マルヒロ太田食品株式会社	所有直接 100.0	資金の貸付 経営指導 役員の兼任等	資金の貸付	120,000 千円	関係会社 短期貸付金	—
				資金の回収	120,000 千円		
				利息の受取	346千円	未収入金	—

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

・資金の貸付けは、グループ全体の資金効率の最適化を目的として、市場金利等を勘案し、利率を決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 311円71銭  |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △109円47銭 |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 13. その他の注記

該当事項はありません。